

福島県立図書館アクションプラン(第5次)

令和7年度～令和12年度

—ふくしまの未来をひらく図書館へ—



令和7年3月
福島県立図書館

目次

「福島県立図書館アクションプラン(第5次)」の策定にあたって	1
第1章 福島県立図書館の現状	
1 アクションプラン(第4次)の実施状況.....	3
2 福島県立図書館の利用者等アンケート調査結果	11
3 福島県立図書館の課題.....	14
第2章 福島県立図書館が目指す図書館	
1 基本理念	16
2 福島県立図書館が目指す4つの目標.....	16
3 福島県立図書館デジタルビジョン“図書館 DX”	16
4 「4つの目標」に向けた主な取組と指標.....	17
用語解説	27
図表「福島県立図書館デジタルビジョン“図書館 DX”」.....	31

「福島県立図書館アクションプラン(第5次)」の策定にあたって

(1) 趣旨

県立図書館は、平成17年に当館のあるべき姿を「学びの環境づくり」とし、平成20年度以降、それらを実現するための福島県立図書館アクションプラン(以下「アクションプラン」)を策定し、これに基づき図書館運営を図ってきました。

平成30年度からのアクションプラン(第3次)においては、東日本大震災や全国平均を上回る少子高齢化の進行などの地域社会の変化、SNS 等情報通信手段の著しい普及等、図書館を取り巻く状況の変化に対応するため、それまでの「学びの環境づくり」に代えて「ふくしまの未来をひらく図書館」を目指すこととしました。

令和4年度からのアクションプラン(第4次)の下では、アクションプラン(第3次)で掲げた「4つの目標」である「県民のための図書館」、「子どもたちの今と未来のための図書館」、「市町村(図書館・公民館等)を支える図書館」、「ふくしまを知ることができる図書館」を継承した上で、新型コロナウイルスをはじめとした感染症拡大時や災害時にも継続したサービスを実施することができるよう①非来館サービス(図書館に行かなくても利用できるサービス)、②デジタルでの情報発信、③図書館間ネットワークの強化に取り組むこととしました。

アクションプラン(第4次)の実施期間においては、実施初年度の令和4年度に令和3年2月及び令和4年3月に発生した福島県沖地震による被害に伴う館内復旧工事のため、2か月の臨時休館となり、災害時等におけるサービス継続、ネットワークの活用さらには AI¹などのデジタル技術や DX²の視点を踏まえた図書館サービス構築の重要性について認識を新たにしたところです。

また、前述の「4つの目標」中の「市町村(図書館・公民館等)を支える図書館」については、県内市町村の図書館設置率が55.9%と、全国平均77.7%³と比べて低い状況にあることから、市町村立図書館のみならず図書館未設置町村における公民館図書室⁴への支援についても、県立図書館の重要な役割として引き続き求められています。加えて、東日本大震災時の原子力災害等の影響により休館中の図書館に対しては、再開館に向けての支援を行うとともに、再開館したものの地域コミュニテ

¹ AI (エーアイ) : 「Artificial Intelligence」の略。人工知能。「令和6年版科学技術・イノベーション白書」(文部科学省)によれば、AIについては「人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念」として理解されているものとしている。また、AIの中でも特に注目を集めている「生成AI」について「令和6年度情報通信白書」(総務省)によれば、「『生成AI』は、テキスト、画像、音声などを自律的に生成できるAI技術の総称であり、2022年のOpenAIによる対話型AI「ChatGPT」の発表を契機に、特に注目された分野である。」としている。

² DX (ディーエックス) : 「Digital Transformation」の略。総務省の「自治体DXの推進」によれば、「ICTの浸透が人々の生活のあらゆる面でより良い方向に変化させること。」(ICTは、Information and Communication Technology (情報通信技術の略))。

³ 令和5年4月1日現在。日本図書館協会発行『図書館年鑑2024』より。

⁴ 公民館図書室：教育基本法第12条の2において、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」と規定されており、図書館未設置町村においては公民館図書室が図書館の代役を担っているとも言えるが、実際には公民館図書室では資料の複写サービスが認められていないなど図書館と公民館図書室とは提供できるサービスにも違いがある。

ィが復興の途上にある自治体についても、その実情に応じた読書環境整備支援を継続していく必要があります。

こうした状況のもと、アクションプラン(第5次)では、「福島県立図書館デジタルビジョン」を新たに示すとともに、市町村立図書館・公民館図書室等を支える役割の重要性を踏まえつつ、アクションプラン(第4次)からの基本理念と「4つの目標」を継承し、デジタル社会における「ふくしまの未来をひらくための『知の拠点』」としての役割を果たしていくことを目標といたします。

(2) 性格

『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』(平成24年12月19日文科科学省告示第172号)に定める「基本的運営方針」として策定したもので、「福島県総合計画」(令和4年度～令和12年度)、「第7次福島県総合教育計画」(令和4年度～令和12年度)、「第五次福島県子ども読書活動推進計画」(令和7年度からおおむね5年間)を踏まえたものです。

(3) 期間

計画期間を令和7年度～令和12年度とし、社会情勢の変化や情報環境の進展に合わせて必要に応じて中間見直しを行います。

(4) 進行管理

事業実施の成果を示す指標の設定、進捗状況の点検・評価・公表を通じて、計画の適切な運用に努めます。

第1章 福島県立図書館の現状

県立図書館の現在の取り巻く状況を踏まえた上で、「アクションプラン(第4次)の実施状況」や、「利用者等アンケート調査」の分析結果を基に、現状及び課題について示します。

1 アクションプラン(第4次)の実施状況

1 県民のための図書館

県立図書館は、資料・情報を収集し、保存し、提供することで、県民の役に立つ図書館を目指すとともに、年齢、障がいの有無などにかかわらず、あらゆる県民が等しく利用できる図書館を目指します。

(1) 計画期間中の主な取組

- 利用者へ遠隔地返却⁵・相互貸借⁶・受取館指定⁷・資料宅配⁸などの非来館サービス周知強化。
- 当館のレファレンス⁹事例をレファレンス協同データベース¹⁰へ登録し、類似事例についての利用者直接検索に対応。
- ホームページや SNS において図書館サービスやイベント等の広報を実施。
- サピエ図書館¹¹運用開始に続く視覚障害者等用データ送信サービス¹²への登録、特定録音物等郵便物発受施設¹³への指定によるデイジー(DAISY)資料¹⁴発送などの障がい者サービスの充実。
- 書庫の狭隘化改善対策として電動式集密書架¹⁵を増設。

⁵ 遠隔地返却(サービス)：県立図書館で借りた資料を市町村立図書館(福島市以外)・公民館図書室(受付館のみ)に返却できるサービス。

⁶ 相互貸借：利用者の求めに応じて所蔵していない資料を図書館間で貸借すること。

⁷ 受取館指定(サービス)：県立図書館のホームページで予約した資料を市町村立図書館で受け取ることができるサービス。

⁸ 資料宅配：県立図書館の資料を有料で直接利用者の自宅に送付するサービス。

⁹ レファレンス(サービス)：利用者が調査・研究等で資料や情報を探すときに、相談に応じるなどして調べもののお手伝いをするサービス。

¹⁰ レファレンス協同データベース：国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築している、調べ物のためのデータベース。レファレンス事例、調べ方マニュアル、特別コレクションなどのデータを蓄積し、インターネットを通じて提供している。

¹¹ サピエ図書館：日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報施設協会が運営する、視覚障がい等のある方や関連施設・団体向けのオンライン・ネットワークサービス。全国の会員施設・団体が製作・所蔵する資料など約80万タイトルから検索・ダウンロード・借受依頼などを行うことができる。

¹² 視覚障害者等用データ送信サービス：国立国会図書館が各機関から収集した視覚障がい者等用データと、国立国会図書館が製作した視覚障がい者等用データをインターネット経由で送信するサービス。

¹³ 特定録音物等郵便物発受施設：盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物の発送や受取ができる施設(郵便法第27条)。

¹⁴ デイジー(DAISY)資料：DAISYは「Digital Accessible Information System(アクセシブルな情報システム)」の頭文字をとった略語。デイジー資料とは、図書の内容を音声で読み上げたデジタル録音図書のこと。

¹⁵ 集密書架：書庫の収容能力を高めるための可動式書架のこと。

(2) 関連指標の実績

指標① 発行点数に占める購入冊数の割合 目標値:増加を目指す

令和2年度(基準値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
22.5%	18.7%	15.7%	15.9%

発行点数に占める購入冊数の割合については、令和4年度より「震災関連資料収集整備事業」の縮小等に伴い、資料費予算の減額となったことが影響しています。資料費の継続的な確保が必要です。

指標② 年間貸出総冊数 目標値:205,000冊

令和2年度(基準値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
176,672冊	204,491冊	176,128冊	202,366冊

年間貸出総冊数については、基準値となる令和2年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための臨時休館の影響を受け前年度より2万4千冊少ない17万6千冊あまりにとどまりました。(令和元年度 201,181冊)。

令和3年度においてはやや回復傾向となったものの、令和4年度においては、令和3年及び4年の福島県沖地震被害復旧工事に伴う臨時休館の影響を受け、再び減少に転じました。続く令和5年度については新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後は、概ねコロナ禍前の数値に回復し、目標値に近づいています。なお、貸出増が顕著に見られた分野は児童資料でした。

指標③ 年間レファレンス件数 目標値:13,000件

令和2年度(基準値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
9,755件	11,932件	8,197件	8,813件

レファレンスに関しては、令和3年度にはメールレファレンスが増加したことにより件数が増加しましたが、令和4年度の臨時休館によりメールレファレンスを含めたレファレンス業務自体も休止となったため減少となり、その後においても令和3年度の水準には戻っていないところです。

一方で、専門的知識やスキルを必要とするレファレンス依頼が増加傾向にあります。

指標④ ホームページ(蔵書検索)アクセス件数 目標値:900,000 件

令和2年度(基準値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
832,584 件	650,242 件	848,379 件	875,627 件

ホームページのアクセス数について、令和2年度から令和3年度にかけて大幅に減少しているのは、図書館ネットワークシステム更新時にホームページへのアクセス時のカウント方法が変更になったことによるものです。令和4年度以降は目標値に向けて順調に数値を伸ばしています。

指標⑤ 受取館指定サービス貸出冊数 目標値:2,000 冊

令和2年度(基準値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1,767 冊	2,464 冊	1,799 冊	1,710 冊

受取館指定サービスは、県立図書館に直接来館しなくても県立図書館の本を最寄りの図書館から借りられるサービスですが、令和4年度については臨時休館中に受取館指定サービスを一時休止したことによる影響により前年度比で貸出数が減少し、令和5年度についても令和3年度の水準には戻っていない状況です。

2 子どもたちの今と未来のための図書館

ふくしまの未来を担う子どもたちのために、資料を収集し、保存し、伝え、子どもたちの読書活動や主体的・対話的で深い学びを支えることができる図書館を目指します。

(1) 計画期間中の主な取組

- 学校図書館サポートセット貸出¹⁶の運用開始、利用方法の周知。
- 「ちいさなおはなしかい」、「放課後おはなしかい」等、子どもの発達段階に合わせた読書活動や図書館活用機会の提供。
- 多様なテーマに沿った展示による、様々な分野の図書に触れる機会の創出。
- 幼稚園、小・中学校等の見学受入、中学生の職場体験受入。
- 小学校教員及び学校司書を対象とした図書館見学会の実施。
- 児童サービスに関する研修会開催や市町村主催・各種講座等への県立図書館職員講師派遣。

(2) 関連指標の実績

指標⑥ 児童資料の貸出冊数(個人貸出冊数) 目標値:65,000 冊

令和2年度(基準値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
54,580 冊	74,081 冊	66,428 冊	80,475 冊

児童資料の貸出については、令和3年度の時点で目標値を大幅に上回りました。令和4年度については臨時休館の影響で減少したものの、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の令和5年度にはさらに大きく数値を伸ばしています。

これについては、おはなし会の開催や時節に合わせた展示の実施、幼稚園・保育所や学校単位での見学受け入れ、職場体験の受け入れなどを行った結果とみています。

指標⑦ 学校図書館サポートセットの貸出件数 目標値:24 件

令和2年度(基準値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
8 件	5 件	18 件	22 件

学校図書館サポートセット貸出については、令和3年度の貸出件数減を受けて、令和4年度に学校図書館サポートセット貸出のわかりやすい利用案内についてメールでお知らせするなどして県内の小・中学校への周知を強化しました。結果、その後は目標値に向けて利用増加傾向にあります。

¹⁶ 学校図書館サポートセット貸出：県立図書館が、小・中学校における学校図書館活動を支援するため、授業の課程において利用することを目的に、希望するテーマに合わせて資料を選びセットにして貸出を行うもの。

一方で、現行制度においては、学校側からセット資料を返却してもらう場合には配送料金負担などの問題があり、今後はより利用しやすくなるような方法についての検討が必要です。

3 市町村(図書館・公民館等)を支える図書館

県民がどこにいても図書に親しみ、また、生活、学習、事業などに必要な資料を利用できるように、県内の図書館・公民館・学校を支え、ネットワーク体制を強化し、全県的な図書館活動の振興を目指します。

(1) 計画期間中の主な取組

- 市町村立図書館や図書館未設置町村の公民館図書室より要望のあった資料の収集。
- 協力車¹⁷巡回や宅配便を利用した相互貸借資料(県内図書館間相互貸借資料も含む)の搬送。
- 移動図書館¹⁸による巡回・貸出・運営相談の実施。
- オンラインによる県立図書館への相互貸借申込や受取館指定サービス・遠隔地返却サービスの推進。
- 図書館・公民館図書室職員を対象とした研修会の充実。
- 地区別に開催される連絡会等へのオブザーバー参加による情報交換の実施。

(2) 関連指標の実績

指標⑧ 協力貸出冊数 目標値:5,500 冊

令和2年度(基準値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4,042 冊	4,222 冊	3,406 冊	4,032 冊

市町村立図書館・公民館図書室に所蔵がない本を県立図書館の所蔵資料で補って貸出する協力貸出¹⁹は、指標⑤と同様に、県立図書館に直接来館しなくても最寄りの図書館から借りられるサービスですが、令和4年度については臨時休館中に一時サービスを停止していたことが影響したため令和3年度と比較して数値が減少し、令和5年度で増加となったものの、令和3年度の水準には回復していません。

指標⑨ 県立図書館を介した県内相互貸借冊数 目標値:3,000 冊

令和2年度(基準値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2,698 冊	2,929 冊	3,078 冊	3,190 冊

県立図書館を介した県内相互貸借冊数については、令和5年度に目標値を達成しまし

¹⁷協力車(事業): 県立図書館が自動車です町村立図書館を巡回して行う事業。資料の搬送(協力貸出や遠隔地返却資料の回収、市町村立図書館間の相互貸借)、情報交換や運営相談などを行っている。

¹⁸移動図書館(事業): 図書館未設置町村を巡回し、資料支援の他、読書施設の運営相談を行い、図書館活動の促進を図っている。また、特別支援学校及び震災による避難自治体等への巡回も行っている。

¹⁹協力貸出: 相互貸借のうち、県立図書館が市町村立図書館等に対して行う貸出のこと。

た。県立図書館からの協力貸出が横ばいなのに対して、県内の図書館間の相互貸借の冊数は増加しており、図書館間で活発に資料の貸し借りが行われている状況がうかがえます。

4 ふくしまを知ることができる図書館

「ふくしま」の資料・情報を収集し、保存し、提供することで、将来にわたり、いつでも、どこにいても「ふくしま」を知ることができる図書館を目指します。

(1) 計画期間中の主な取組

- 福島に関する資料や行政資料等の重点的収集。
- 「東日本大震災福島県復興ライブラリー²⁰」の運営。
- 福島県に関するレファレンス業務の実施。
- 福島県に関するレファレンス業務の充実のための研修実施。
- 地域資料²¹のデジタル化²²。
- 「福島を生きる講座²³」の開催。

(2) 関連指標の実績

指標⑩ デジタル化する地域資料の累積点数 目標値:150点

令和2年度(基準値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
122点	139点	156点	171点

地域資料のデジタル化については計画的に進めており、令和4年度で目標値を上回りました。今後については、貴重資料の劣化が進む中、今まで以上に迅速・効率的にデジタル化をすすめる必要があり、必要な予算の確保や自館でのデジタル化の検討などが必要です。

²⁰東日本大震災福島県復興ライブラリー：県立図書館において平成24年4月28日より開設。東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故とそれに伴う県内の被災・復興についての関連資料の収集・提供を行っている。

²¹地域資料：図書館の所在する地域に関わる資料やその地域の自治体が発行する資料。

²²デジタル化：紙媒体の資料をデジタルデータへ変換すること。図書館では、紙資料の原本を利用することによる汚損・破損を避け、CD-ROM・DVDやインターネット等で利用できるようにするため行う。

²³福島を生きる講座：県立図書館で開催している、ふくしまにゆかりのある内容について県民が知識を深め新たな活動につなげるための講座。

2 福島県立図書館の利用者等アンケート調査結果

利用者等アンケート			
実施期間	令和6年10月4日～18日		
対象者	ア 県立図書館利用者	:	来館配布回答341人 ホームページ回答25人
	イ 市町村立図書館	:	34自治体中23自治体メール回答
	ウ 公民館図書室	:	26自治体中15自治体メール回答

令和6年10月4日から10月18日にかけて、県立図書館へのニーズ把握のため、アンケート調査を行いました。

アンケート調査については、県立図書館利用者(来館者)や市町村立図書館・公民館図書室に対して行い、また、それぞれの状況を分析するために内容の異なる設問を設定して調査を行いました。(いずれも回答任意)

また、各項目における割合の端数については小数点以下第2位で四捨五入しました。

ア 県立図書館利用者

来館者に対して、書面または二次元コードから遷移したWebサイトからの回答で調査を行いました。

- ・「利用者の年齢層」は、70代が一番多く26.4%、ついで60代が18.2%、40代14.7%となり、50代以上の利用が全体の59.2%を占めていました。
- ・利用者の居住地は、福島市が82.4%を占めていました。続いて、伊達市4.4%、二本松市2.3%になっており、福島市及びその隣接市からの来館が多数を占めました。
- ・「利用者の満足度」の項目については、所蔵資料の満足度は73.5%(「満足」と「やや満足」の合計)、職員の対応は77.1%、施設設備は61.9%でした。
- ・また資料に関して一番充実の要望があったのは「新着図書」で32.6%、次いで「蔵書数」17.3%、「専門書」14.3%でした。
- ・種々の「図書館サービス」についての認知状況については、「図書の予約貸出延長リクエスト相互貸借」については、「知っている」(「利用したことがある」及び「知っているが利用したことはない」)が77.7%と比較的高くなっている一方で、「遠隔地返却」(同50.7%)や「受取館指定」(同45.6%)等の非来館型サービスについては、サービスの認知状況が未だ低い傾向にあります。

イ 市町村立図書館

市町村立図書館へ、電子メールにて調査を行いました。

- ・「県立図書館への要望」として、多く挙げられたのが、県立図書館が協力車や宅配便で県内の相互貸借資料の搬送を担う「相互貸借等県内資料の物流支援」であり、全体の95.7%の図書館から要望がありました。

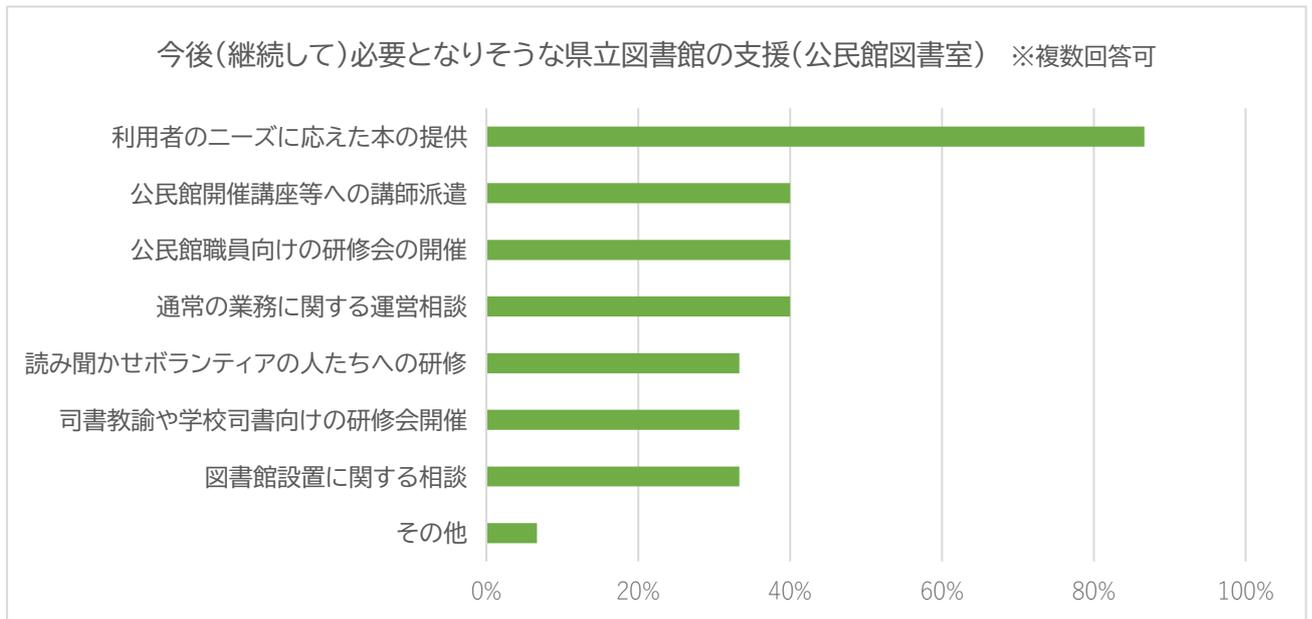


- ・「貴自治体で、学校や図書館等で活動している読み聞かせボランティア・読書グループの団体はありますか」の問いについては、「ある」と回答した割合が91.3%でした。一方で、「読み聞かせボランティア・読書グループの団体に対して研修会や講座の開催などの支援を行っていますか」の問いには、「行っている」と回答した割合は47.8%でした。
- ・「地域資料等のデジタル化」については、「行っている」と回答している割合が21.7%でした。

ウ 公民館図書室

図書館未設置町村の公民館図書室へ、電子メールにて調査を行いました。

- ・「今後、(継続して)必要となりそうな県立図書館の支援」については、一番多かったのが「利用者のニーズに応えた本の提供」で86.7%でした。その中でも必要な支援として一番回答が多かったのは、「移動図書館事業」で76.9%でした。



- ・ また県立図書館のサービスについて、「利用したことがある」と回答した割合が一番多かったのは「移動図書館事業」で86.7%、次に多かったのは「県立図書館ホームページ閲覧」で66.7%、次いで「協力貸出」と「資料の譲与²⁴」で、ともに60.0%でしたが、「支援貸出²⁵」については、サービスそのものについて「知らなかった」が60.0%となりました。
- ・ 同じく利用したことがあるサービスで「研修会への参加」は40.0%、「講師派遣」は26.7%にとどまりました。
- ・ 「学校図書館サポートセット貸出」に関しては、「利用したことがないが知っている」と回答した割合が66.7%と高かったものの、「利用したことがある」と回答した割合は13.3%にとどまりました。

²⁴資料の譲与：県立図書館で行っている市町村教育委員会及び高等学校を対象とした、受入から10年を経た市町村支援用資料の無償譲渡のこと。

²⁵支援貸出：県立図書館で行っている市町村立図書館・公民館図書室等、読書施設に図書館活動の充実を図るため、求めに応じて5,000冊以内の資料を1年間貸し出す支援のこと。

3 福島県立図書館の課題

(1) 図書館 DX の推進

デジタル化が急速に進む中で、福島県においては「県政のあらゆる分野において、従来の仕組みや仕事の進め方を、既成概念にとらわれず、県民目線で見直すとともに、デジタル技術やデータを効果的に活用し、新たな価値を創出することで、復興・再生と地方創生を切れ目なく進め、県民一人一人が豊かさや幸せを実感できる県づくりを実現する」ことを基本理念に掲げた「福島県デジタル変革(DX)推進基本方針」が令和3年9月に策定されました(令和6年3月中間見直し)。

こうした流れを受け、また、災害時等にも直接来館せずにサービスを提供できる図書館の重要性が増したことで、図書館においても、デジタル技術やデータを効果的に活用し利用者への利便性を高める「図書館DX」の視点による新たなサービスの構築の必要性が高まりました。

デジタル技術を活用した図書館の新しい運営方法やサービスの提供について研究・検討し、実現に向けた具体的な取組について早急に進めていくことが未来に向けた重要な課題です。

(2) 要望や実情に応じた市町村支援

当館で実施したアンケートの結果、市町村立図書館が一番に望む県立図書館の支援は「相互貸借等県内資料の物流支援」、公民館図書室の一番に望む支援は「移動図書館事業」でした。市町村支援事業のうち「学校図書館サポートセット貸出」や「支援貸出」などについては、より利用しやすくするために運営方法の改善を検討するなどして、市町村の要望や実情に応じた支援を強化するとともに、各事業やその具体的な内容についての周知が必要です。

県立図書館が開催する研修会についても、図書館未設置自治体職員の参加数が少ない傾向にあるため、多くの職員が参加できる開催方法や実務に即した研修内容での実施が必要です。また、各自治体で開催する講座や研修への県立図書館職員の講師派遣事業についても、要望に応じ積極的に実施していくことが重要です。

被災自治体の支援についても、それぞれの状況や要望に応じた支援を継続していくことが必要です。

(3) 読書バリアフリーの推進

これまで県立図書館では、読書バリアフリー法²⁶の趣旨に基づき、障がい者サービスの充実を目指して様々な取組を行ってきましたが、障がい者サービスの利用登録者は依然少ない状況にあるため、大人も子どもも気軽に利用できる障がい者サービスの充実を図り、県民への広報をさらに強化する

²⁶ 読書バリアフリー法：「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の略称。「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与」することを目的とした法律で、令和元年6月に施行された。

とともに、県全体での読書バリアフリーに向けてのサービス向上のため県内自治体や関係機関との連携を深めていくことが必要です。

(4) 福島県に関する情報拠点としての機能強化

福島県に関するレファレンスが今後さらに増加していくことが予想されることから、福島県に関する高度なレファレンスに対応できる体制づくりの強化が必要です。

県内自治体が発行する行政資料については引き続き網羅的収集に努めるとともに、ビジネスに関連する情報提供や、ビジネス及び自治体への政策形成等に役立つレファレンスサービスの周知を図っていくことが必要です。

また、市町村立図書館においても地域資料のデジタル化を実施している館の割合が低い状態があるため、博物館・歴史資料館などの関連施設と連携し、地域の貴重資料の収集・保存・デジタル化等について情報共有するなどして、福島に関する歴史や文化を伝える情報拠点としての役割を強化していくことが必要です。

(5) 全県域すべての県民に向けた広報の強化

アンケート等を通じて、県民の県立図書館への関心や認知度については高いとは言えず、また、現在の県立図書館の利用者は利用に関しての満足度は比較的高いものの、一部サービスについては、認知度が低いものがあることがわかりました。このことから、来館・非来館を問わず「いつでも」、「どこにいても」、「だれにでも」、県立図書館を利用したくなるよう、図書館におけるサービスについて、全県域すべての県民に向けた広報について強化していくことが重要です。

第2章 福島県立図書館が目指す図書館

アクションプラン(第4次)策定以降、生成 AI 活用の普及、学校現場での一人一台情報端末の普及など、デジタル社会への歩みが加速化しており、それに対応した図書館サービスが求められてきているところです。

アクションプラン(第5次)では、第4次までの基本理念と「4つの目標」を継承した上で、新たに AI やデジタル技術発展への対応を念頭に置き DX の視点も取り入れた「福島県立図書館デジタルビジョン“図書館 DX”」を示すとともに、市町村立図書館・公民館図書室等を支える役割の重要性を踏まえつつ「いつでも・どこにいても・だれにでも福島の“知の拠点”として役立つ」図書館を目指します。

1 基本理念

ふくしまの未来をひらくため、
「知の拠点」として県内図書館ネットワークを支え、
県民一人ひとりの夢と学びを応援します。

2 福島県立図書館が目指す4つの目標

- 1 県民のための図書館
- 2 子どもたちの今と未来のための図書館
- 3 市町村(図書館・公民館図書室等)を支える図書館
- 4 ふくしまを知ることができる図書館

3 福島県立図書館デジタルビジョン“図書館 DX”

- 1 デジタル化の推進(デジタル資源をつくる)【DX①】
 - ふくしまを伝える資料のデジタル化
 - デジタル化に伴う著作権処理体制の整備
- 2 デジタル資源の収集・提供(デジタル資源につなげる)【DX②】
 - ふくしまに関するオープンデジタル資料の収集・提供
 - 県内自治体が発信している情報へのリンクの提供
 - 調べものに役立つ情報へのリンクの提供
 - 他機関がデジタル化したふくしま関連資料へのナビゲーション
- 3 デジタルを活かす情報ガイド(デジタル資源をいかす)【DX③】
 - 利便性を高める情報環境の整備
 - AI を活用した図書館情報資源へのナビゲーション
 - デジタルを活用した広報

(巻末図表「福島県立図書館デジタルビジョン“図書館 DX”」参照)

4 「4つの目標」に向けた主な取組と指標

1 県民のための図書館

県立図書館は、資料・情報を収集し、保存し、提供することで、県民の役に立つ図書館を目指すとともに、年齢、障がいの有無などにかかわらず、あらゆる県民が等しく利用できる図書館を目指します。

1-1 資料の充実及び活用

1-1-1 県民の多様なニーズに対応できる資料の充実及びレファレンスへの対応

- ・ 県民の高度で多様なニーズに対応できる資料や、レファレンスツールの収集に努めます。
- ・ レファレンス研修や事例報告などを通して、職員のレファレンス技術の向上を図ります。

1-1-2 高齢者・障がい者・外国人が利用しやすい資料の充実及びサービスの提供

- ・ 高齢者が利用しやすい大活字資料の充実に努めます。
- ・ サピエ図書館を活用した障がい者サービスの促進と、拡大読書器等読書支援ツールの利用案内の作成を行います。
- ・ 外国人が情報を得るための資料と多言語資料の充実を図ります。

1-1-3 ビジネス支援に活用可能な資料・データベース²⁷の充実

- ・ ビジネスに関連する情報提供や、県内自治体の政策形成等に活用可能な資料を収集し、新聞、雑誌、事典、ビジネス情報等データベースの充実を目指すとともに、図書館のビジネス利用についての周知を図ります。

1-1-4 適切な資料保存のための書庫の狭隘化の解消

- ・ 適切な資料保存のために、電動式集密書架の設置について計画的な整備に努めます。

1-2 非来館型サービスの促進と情報発信

1-2-1 図書館へ行かなくとも利用可能なサービス(非来館型サービス)の周知強化

- ・ 県立図書館のホームページから申し込み、地元の図書館から資料を受け取る受取館指定サービスや、地元の図書館で申し込み・受取りをする協力貸出、自宅まで有料で配送する資料宅配サービス等の周知を図ります。

²⁷データベース：コンピュータで様々な情報検索ができるように、大量のデータを特定の方針で整理、管理された情報提供システム。県立図書館では新聞記事、論文、統計情報、企業情報、文献情報など調べものに役立つデータベースを無料で利用することができる。

- ・ ホームページで貸出期間の延長や、借りたい資料の予約ができる Web サービスの周知を図ります。
- ・ 電話、電子メール等で来館せずに利用できるレファレンスサービスや、郵送複写サービスの周知を図ります。

1-2-2 ホームページ、SNS 等を活用した広報及び図書館サービス案内【DX③】

- ・ ホームページやSNS等を通じて非来館型サービスや、各種図書館サービスの周知を図ります。

1-2-3 障がい者サービスの周知強化

- ・ 県立図書館で実施している障がい者サービスについて、関連団体や支援機関等へ定期的に案内するとともに、ホームページやSNS等による周知にも努めます。
- ・ 市町村立図書館における障がい者サービスの実施促進のために、研修会や会議等を通じて情報提供に努めます。

1-3 ICTを活用した図書館運営

1-3-1 利便性を高める情報環境の構築【DX③】

- ・ ホームページからの利用登録や、電子書籍等の利活用、館内における Wi-Fi 環境の整備など、図書館利用に関する利便性を高める情報環境の構築を検討します。

1-3-2 図書館サービスへのAIの活用検討【DX③】

- ・ AI を活用した資料検索やナビゲーション、チャットボットによる利用案内など、図書館サービスへのAIなどの活用について、最新技術の動向や先行事例を踏まえ、研究・検討を進めます。

指標① 年間貸出総冊数

令和5年度(基準値)	令和12年度(目標値)
202,366 冊	230,000 冊

指標② レファレンス協同データベース登録件数

令和5年度(基準値)	令和12年度(目標値)
54 件	70 件

指標③ ユニバーサルデザイン資料の累積所蔵冊数

令和5年度(基準値)	令和12年度(目標値)
2,422 冊	3,000 冊

指標④ データベース利用件数

令和5年度(基準値)	令和12年度(目標値)
1,117 件	1,500 件

指標⑤ Web 予約冊数

令和5年度(基準値)	令和12年度(目標値)
12,158 冊	15,000 冊

2 子どもたちの今と未来のための図書館

ふくしまの未来を担う子どもたちのために、資料を収集し、保存し、伝え、子どもたちの読書活動や主体的・対話的で深い学びを支えることができる図書館を目指します。

2-1 児童資料・児童図書研究室²⁸資料の充実

2-1-1 多様な子どもたちも親しむことができる児童資料の収集・提供

- ・ 乳幼児から中学生までの子どもたちが親しむ児童資料について、できる限り網羅的に収集・提供し、多様な知的好奇心に応えることができる環境の充実に努めます。
- ・ 障がいのある子どもや外国語を母語とする子どもたちが親しむことができる資料の収集を強化し、気軽に利用してもらえるような環境の構築を目指します。

2-1-2 子どもたちの読書に関する事例の情報収集や研究の強化

- ・ 子どもたちの読書活動に関する問合せや調査研究に対応できるように、児童図書研究室の資料の充実、全国の子ども読書活動の先進的事例や研究事例等の情報収集に努め、研究活動の強化を目指します。

2-2 子どもたちへの読書に親しむ機会や学びの機会の提供

2-2-1 子どもたちへの読書に親しむ機会の提供

- ・ 子どもたちに興味を持ってもらえるような児童書の展示や、年齢や発達段階に応じたおはなし会などのイベントを開催することにより、子どもたちが本や図書館を身近なものと感じ、読書に親しむ機会を提供します。
- ・ 乳幼児向けの「ちいさなおはなしかい」の開催、「子育て支援コーナー」、「親と子の休憩室」などの環境整備により、乳幼児や保護者が気兼ねなく安心して読書に親しむ機会を提供します。

2-2-2 ホームページ、SNS等を活用した課題解決及び探究的な学びの機会の提供【DX②】

- ・ 「こどものへや」のホームページやSNS等について、子どもたちに興味を持ってもらえるような工夫をするとともに、リンク集の掲載などにより課題解決学習や探究的な学びを支援する機会を提供します。

²⁸児童図書研究室：県立図書館に設置しており、児童図書の調査研究に関する資料・情報の提供、子どもの読書活動に関わる方へのサービスを行っている。

2-2-3 図書館見学等の機会を活用した子どもたちへの図書館案内・利用促進

- ・ 幼稚園、保育所、認定子ども園、学校等からの図書館見学を通して、図書館の利用方法を案内するとともに、要望に応じて実施する「おはなし会」なども併せて、子どもたちへ本に親しむ機会や図書館の楽しさを伝える機会を提供します。

2-3 子どもの読書活動支援者の育成

2-3-1 市町村立図書館・公民館図書室の児童書担当職員や、司書教諭・学校司書等への支援強化

- ・ 子ども読書活動支援研修会、読み聞かせやブックトーク²⁹などの実技レベルアップ研修会の開催、子ども読書活動の支援に関する県立図書館サービスの周知を目的とした児童図書研究室の見学会などを通して、児童書担当職員や司書教諭・学校司書等への支援を強化します。

2-3-2 子どもの読書活動支援者育成・資質向上のための講座・学習会への職員派遣

- ・ 市町村で開催する、子どもの読書活動支援者育成・資質向上のための講座・学習会等へ県立図書館の職員を派遣し支援を行います。

2-4 学校図書館への支援及び連携

2-4-1 学校図書館からの要望に応じた支援貸出の実施

- ・ 相互貸借、学校図書館サポートセット貸出、学校図書館活動支援貸出³⁰など学校図書館向けの貸出の周知、貸出や返却方法の多様化に努め、貸出の増加を目指します。

2-4-2 図書館未設置町村の学校図書館及び特別支援学校に対する、移動図書館を活用した読書機会の提供

- ・ 図書館未設置町村や被災自治体の幼稚園、保育所、認定子ども園、学校等に対し、移動図書館事業と併せて「図書館利用講座」や「おはなし会」などを開催し、子どもたちと保護者が読書に親しむ機会を提供します。

指標⑥ 児童資料の個人貸出冊数

令和5年度(基準値)	令和12年度(目標値)
80,475 冊	85,000 冊

²⁹ブックトーク：口頭で本を紹介すること。特定のテーマに関する複数の本を、あらすじ、エピソード、登場人物、著者などから順序良く紹介すること。

³⁰ 学校図書館活動支援貸出：県立図書館が行っている高等学校及び特別支援学校等の図書館活動の充実を図るため、求めに応じて1,000冊以内の資料を1年間貸し出す支援のこと。

3 市町村(図書館・公民館図書室等)を支える図書館

県民がどこにいても図書に親しみ、また、生活、学習、事業などに必要な資料を利用できるように、県内の図書館・公民館・学校を支え、ネットワーク体制を強化し、全県的な図書館活動の振興を目指します。

3-1 市町村(図書館・公民館図書室等)における読書環境整備支援

3-1-1 市町村(図書館・公民館図書室等)をバックアップするための資料の収集・提供

・ 市町村立図書館や公民館図書室等で所蔵していない資料について、「協力貸出」や「受取館指定サービス貸出」による貸出、住民から要望があったものの市町村では種々の理由により収集の難しい資料についてのリクエスト受付などを通して、市町村立図書館や公民館図書室等の運営を支援します。

3-1-2 市町村立図書館・公民館図書室職員への研修機会等の提供【DX③】

・ 市町村立図書館・公民館図書室の実務に即した研修会や実務を担当する職員が情報交換等を行う会議を開催するとともに、開催方法も集合、オンライン、ハイブリット、オンデマンドなど、多様化・選択式にするなど、多くの職員が参加できるよう工夫をし、職員全体の実務能力向上を目指します。

3-1-3 市町村立図書館・公民館図書室の活動支援

・ 市町村立図書館や公民館図書室等における、先進的な読書支援活動や運営事例を県立図書館のホームページで紹介するほか、図書館実務に即した問題・課題を話し合う実務担当者会議の開催、それぞれが開催する講座等への講師派遣など、運営面に関する支援を行います。

3-2 県全域及び各地区におけるネットワーク体制の充実

3-2-1 市町村立図書館・公民館図書室のネットワークづくりの支援【DX③】

・ 県内各地区の市町村立図書館・公民館図書室連絡会の開催を支援し、運営状況の共有、連携を図るとともに、各地区連絡会への県立図書館職員の参加により、県全域に連携を拡げるなど、ネットワークづくりを進めます。

3-2-2 県内図書館間資料搬送ネットワークの維持

・ 県内図書館間の相互貸借にあたって、協力車の運行や宅配による円滑な資料の配送・回収に努めます。

3-2-3 災害時の支援及び情報共有ネットワーク強化

- ・ 災害発生地域の市町村立図書館・公民館図書室の被災状況等の把握に努めるとともに、援助要請に応じた支援体制の構築など、災害時のサポート体制の強化を図ります。

3-3 図書館未設置町村への支援

3-3-1 図書館未設置町村への読書環境向上支援

- ・ 図書館未設置町村へ、移動図書館事業や支援貸出、資料譲与などのサービスについて継続的に周知し、利用促進を図ることで、図書館未設置町村の読書環境の向上を支援します。

3-3-2 公民館図書室の運営支援・相談対応

- ・ 図書館未設置町村の公民館図書室について、運営状況の把握に努め、実情に応じた県立図書館のサービスについて提案するなど、運営支援や運営相談対応を強化します。

3-4 東日本大震災に伴う被災自治体等への復興支援

3-4-1 移動図書館等を活用した読書活動支援

- ・ 被災自治体の読書環境の整備につながるよう、移動図書館を活用した読書活動の支援を行います。

3-4-2 被災自治体図書館等施設再開に向けた運営相談等支援

- ・ 被災等により図書館活動を再開できない自治体に対して、休館中の資料保存や地域資料収集の必要性、再開に向けての情報提供などの相談支援を行います。

指標⑦ 市町村立図書館等経由で貸出した資料の合計冊数

令和5年度(基準値)	令和12年度(目標値)
5,742 冊	7,000 冊

指標⑧ 市町村立図書館・公民館図書室研修会等参加率

令和5年度(基準値)	令和12年度(目標値)
72.9%	100%

指標⑨ 研修会・会議等職員派遣件数

令和5年度(基準値)	令和12年度(目標値)
15 件	25 件

4 ふくしまを知ることができる図書館

ふくしまの資料・情報を収集し、保存し、提供することで、将来にわたり、いつでも、どこにいてもふくしまを知ることができる図書館を目指します。

4-1 ふくしまに関する資料の収集・保存・活用

4-1-1 ふくしまに関する資料の網羅的収集と適切な保存

・ ふくしまに関する資料については、福島県の各関係部署や県内市町村との連携を図りながら行政資料の収集や未所蔵資料の遡及収集に力を入れるなどして網羅的収集に努めるとともに、適切な保存を目指します。

4-1-2 ふくしまに関する高度なレファレンスに対応できる職員の育成

・ ふくしまに関するレファレンスについては、より広く、より深く対応できるよう、研修や事例報告会を行い、職員のレファレンス技術の向上に努めます。

4-1-3 ふくしまを知るための講座や見学等の開催

・ 各種講座や講演会の実施、県立図書館所蔵の貴重資料や福島県震災復興ライブラリーなどの見学の実施などを通じて、ふくしまの歴史や文化を伝えていく機会の提供に努めます。

4-1-4 資料収集やイベント開催時等による関係機関との連携促進

・ イベント開催や出張展示等を通じて、県内の博物館・美術館・歴史資料館、東日本大震災原子力災害伝承館などの関連施設・機関との連携を深めます。

・ 市町村立図書館・公民館図書室、博物館、歴史資料館等の関連施設と、各館で所蔵する古文書などの貴重資料やそのデジタル化等についての情報交換を行い協力を努めます。

4-2 ふくしまに関するデジタル資源の収集・提供・活用

4-2-1 ボーンデジタル資料の収集・提供【DX②】

・ 県内自治体から電子メディアで提供されている広報誌や各種資料など、ボーンデジタル資料の収集に努めます。

4-2-2 福島県関連資料のデジタル化【DX①】

・ 県立図書館が所蔵する地域資料・貴重資料のデジタル化を進めます。

・ デジタル化資料をデジタルアーカイブとして公開します。

4-2-3 県内自治体が発信している情報や調べものに役立つ情報へのリンクの提供【DX②】

- ・ 県内で発信されているデジタル情報へのアクセス拠点をホームページ上に構築します。
- ・ デジタル情報の調査に役立つリンク集を提供し、県民の情報アクセスをサポートします。

4-2-4 他機関がデジタル化した福島関連資料へのナビゲーション(案内)【DX②】

- ・ 国立国会図書館デジタルコレクションの福島県関連資料を見つけやすいナビゲーションの提供に努めます。

4-3 東日本大震災福島県復興ライブラリーの運営

4-3-1 東日本大震災福島県復興ライブラリーの資料収集及び提供

- ・ 東日本大震災における災害の記録と、ふくしまの復興・再生に資する資料を収集・保存し、子どもたちや若い世代にも活用できる環境を整備するとともに、後世に伝えるためのデジタル化を目指します。
- ・ ホームページやイベント時のバックヤードツアー等において東日本大震災福島県復興ライブラリーについての周知を行います。

指標⑩ デジタル化する地域資料の累積点数

令和5年度(基準値)	令和12年度(目標値)
171点	230点

用語解説

あ行

<p>●移動図書館(事業) p.8、12、13、14、21、23</p>	<p>図書館未設置町村を巡回し、資料支援の他、読書施設の運営相談を行い、図書館活動の促進を図っている。また、特別支援学校及び震災による避難自治体等への巡回も行っている。</p>
<p>●受取館指定(サービス) p.3、5、8、11、17、22</p>	<p>県立図書館のホームページで予約した資料を市町村立図書館で受け取ることができるサービス。</p>
<p>●AI(エーアイ) p.1、16、18</p>	<p>「Artificial Intelligence」の略。人工知能。「令和6年版科学技術・イノベーション白書」(文部科学省)によれば、AI については「人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念」として理解されているものとしている。また、AI の中でも特に注目を集めている「生成 AI」について「令和6年度情報通信白書」(総務省)によれば、「『生成 AI』は、テキスト、画像、音声などを自律的に生成できるAI技術の総称であり、2022年のOpenAIによる対話型AI“ChatGPT”の発表を契機に、特に注目された分野である。」としている。</p>
<p>●遠隔地返却(サービス) p.3、8、11</p>	<p>県立図書館で借りた資料を市町村立図書館(福島市以外)・公民館図書室(受付館のみ)に返却できるサービス。</p>

か行

<p>●学校図書館活動支援貸出 p.21</p>	<p>県立図書館が行っている高等学校及び特別支援学校等の図書館活動の充実を図るため、求めに応じて 1,000 冊以内の資料を1年間貸し出す支援のこと。</p>
<p>●学校図書館サポートセット貸出 p.6、13、14、21</p>	<p>県立図書館が、小・中学校における学校図書館活動を支援するため、授業の課程において利用することを目的に、希望するテーマに合わせて資料を選びセットにして貸出を行うもの。</p>
<p>●協力貸出 p.8、13、17、22</p>	<p>相互貸借のうち、県立図書館が市町村立図書館等に対して行う貸出のこと。</p>
<p>●協力車(事業) p.8、12、22</p>	<p>県立図書館が自動車です町村立図書館を巡回して行う事業。資料の搬送(協力貸出や遠隔地返却資料の回収、市町村立図書館間の相互貸借)、情報交換や運営相談などを行っている。</p>

<p>●公民館図書室 p.1、2、3、8、11、12、13、14、 16、21、22、23、25</p>	<p>教育基本法第12条の2において、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」と規定されており、図書館未設置町村においては公民館図書室が図書館の代役を担っているとも言えるが、実際には公民館図書室では資料の複写サービスが認められていないなど図書館と公民館図書室とでは提供できるサービスにも違いがある。</p>
--	--

さ行

<p>●サピエ図書館 p.3、17</p>	<p>日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報施設協会が運営する、視覚障がい等のある方や関連施設・団体向けのオンライン・ネットワークサービス。全国の会員施設・団体が製作・所蔵する資料など約 80 万タイトルから検索・ダウンロード・借受依頼などを行うことができる。</p>
<p>●支援貸出 p.13、14、21</p>	<p>県立図書館で行っている市町村立図書館・公民館図書室等、読書施設に図書館活動の充実を図るため、求めに応じて 5,000 冊以内の資料を1年間貸し出す支援のこと。</p>
<p>●視覚障害者等用データ送信サービス p.3</p>	<p>国立国会図書館が各機関から収集した視覚障がい者等用データと、国立国会図書館が製作した視覚障がい者等用データをインターネット経由で送信するサービス。</p>
<p>●児童図書研究室 p.20</p>	<p>県立図書館に設置しており、児童図書の調査研究に関する資料・情報の提供、子どもの読書活動に関わる方へのサービスを行っている。</p>
<p>●集密書架 p.3、17</p>	<p>書庫の収容能力を高めるための可動式書架のこと。</p>
<p>●資料宅配 p.3、17</p>	<p>県立図書館の資料を有料で直接利用者の自宅に送付するサービス。</p>
<p>●資料の譲与 p.13</p>	<p>県立図書館で行っている市町村教育委員会及び高等学校を対象とした、受入から 10 年を経た市町村支援用資料の無償譲渡のこと。</p>
<p>●相互貸借 p.3、8、9、11、12、14、21、22</p>	<p>利用者の求めに応じて所蔵していない資料を図書館間で貸借すること。</p>

た行

<p>●地域資料 p.10、12、15、23、25、26</p>	<p>図書館の所在する地域に関わる資料やその地域の自治体が発行する資料。</p>
--------------------------------------	--

●DX(ディーエックス) p.1、14、16	「Digital Transformation」の略。総務省の「自治体 DX の推進」によれば「ICT の浸透が人々の生活のあらゆる面でより良い方向に変化させること。」(ICT は、Information and Communication Technology(情報通信技術の略))。
●デイジー(DAISY)資料 p.3	DAISYは「Digital Accessible Information System(アクセシブルな情報システム)」の頭文字をとった略語。デイジー資料とは、図書の内容を音声で読み上げたデジタル録音図書のこと。
●データベース p.3、17、19	コンピュータで様々な情報検索ができるように、大量のデータを特定の方針で整理、管理された情報提供システム。県立図書館では新聞記事、論文、統計情報、企業情報、文献情報など調べものに役立つデータベースを無料で利用することができる。
●デジタル化 p.10、12、14、15、16、25、26	紙媒体の資料をデジタルデータへ変換すること。図書館では、紙資料の原本を利用することによる汚損・破損を避け、CD-ROM・DVD やインターネット等で利用できるようにするため行う。
●読書バリアフリー法 p.14、15	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の略称。「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与」することを目的とした法律で、令和元年6月に施行された。
●特定録音物等郵便物発受施設 p.3	盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物の発送や受取ができる施設。(郵便法第27条)

は行

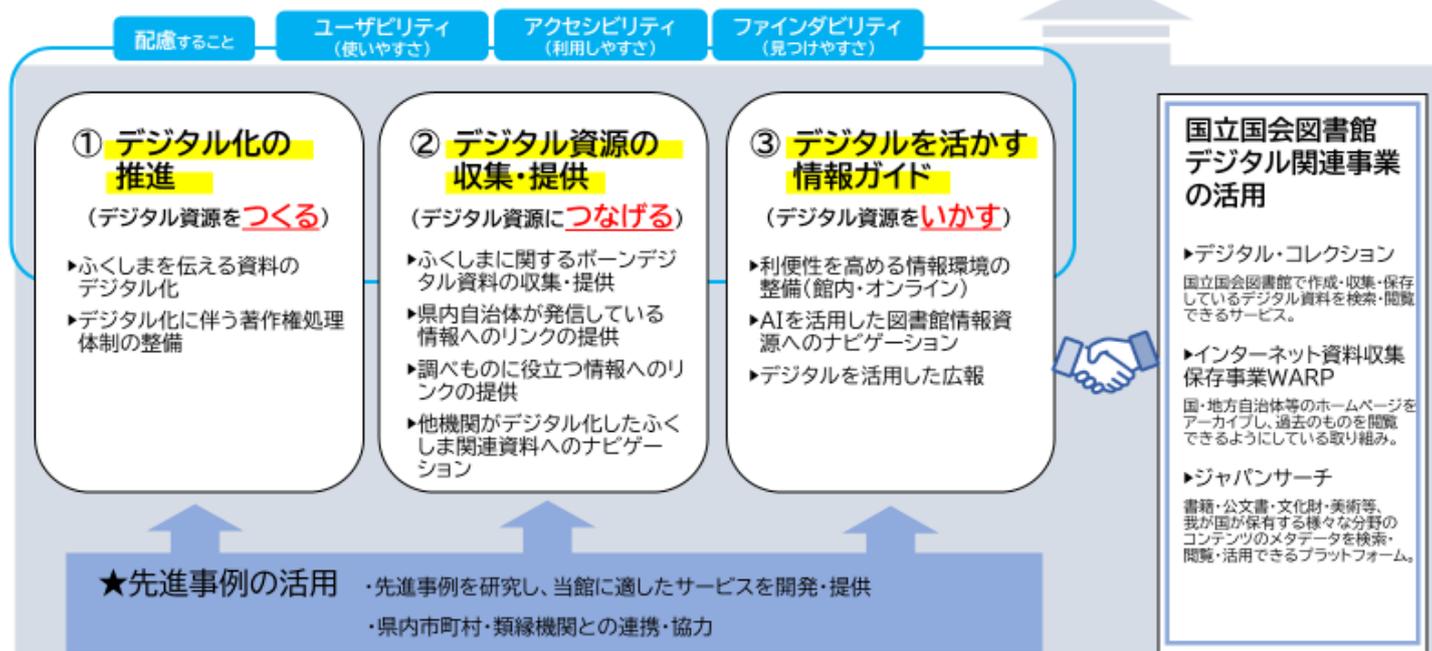
●東日本大震災福島県復興ライブラリー p.10、26	県立図書館において平成24年4月28日より開設。東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故とそれに伴う県内の被災・復興についての関連資料の収集・提供を行っている。
●福島を生きる講座 p.10	県立図書館で開催している、ふくしまにゆかりのある内容について県民が知識を深め新たな活動につなげるための講座。
●ブックトーク p.21	口頭で本を紹介すること。特定のテーマに関する複数の本を、あらすじ、エピソード、登場人物、著者などから順序良く紹介すること。

ら行

●レファレンス協同データベース p.3、18	国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築している、調べ物のためのデータベース。レファレンス事例、調べ方マニュアル、特別コレクションなどのデータを蓄積し、インターネットを通じて提供している。
---------------------------	---

<p>●レファレンス(サービス) p.3、4、10、15、17、18、25</p>	<p>利用者が調査・研究等で資料や情報を探すときに、相談に応じるなどして調べもののお手伝いをするサービス。</p>
---	---

福島県立図書館デジタルビジョン“図書館DX”
「いつでも・どこにいても・だれにでも福島の“知の拠点”として役立つ」図書館



	項目	方法・実施内容	留意事項
① デジタル化の 推進	ふくしまを伝える資料のデジタル化	<ul style="list-style-type: none"> 当館が所蔵する地域資料・希少資料をデジタル化する デジタル化資料(すでにデジタル化した資料を含む)をデジタルアーカイブで公開する 	<ul style="list-style-type: none"> 当館以外が所蔵する近代の文書等、県が所有・寄託している資料のデジタル化 OCR 処理によるテキスト化を検討
	デジタル化に伴う著作権処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> デジタル化・他機関協働デジタル関連事業の推進に必要な著作権処理フローを構築する 寄贈時に必要な著作権処理を検討する(寄贈申込書様式の変更) 	
② デジタル資源の 収集・提供	ふくしまに関するポーンデジタル資料の収集・提供	インターネット上で提供されている県内自治体広報誌等を収集する	<ul style="list-style-type: none"> 国会図書館が収集していない資料や、最新データをどうするか・メンテナンス 収集範囲、方法、実施体制の検討 WARP活用の検討
	県内自治体が発信している情報へのリンクの提供	県ホームページが提供する県内市町村地図上検索等へリンクする	必要とされる情報の精査
	調べものに役立つ情報へのリンクの提供	調べる方法に特化したページの作成	<ul style="list-style-type: none"> パスファインダーの活用 レファレンス協同データベース「調べ方マニュアル」への登録・抽出の検討
③ デジタルを 活かす情報 ガイド	他機関がデジタル化したふくしま関連資料へのナビゲーション	国会図書館デジタルコレクションのふくしま関連資料を発見しやすくするナビゲーションの提供	優先順位や収集の程度を検討
	利便性を高める情報環境の整備(館内・オンライン)	<ul style="list-style-type: none"> オンライン環境を整備する(ホームページからの利用登録・有料データベースの増強・電子書籍・公衆送信対応等) 館内設備等を整備する(Wi-Fi環境・視覚資料閲覧ブース及び機器・タブレット端末の提供等) 	必要性について精査の上、検討する。
	AIを活用した図書館情報資源へのナビゲーション	<ul style="list-style-type: none"> チャットボットを活用した利用案内 AIを活用した資料検索・ナビゲーションの検討 	AIの動向・先行事例を確認・研究したうえで検討
	デジタルを活用した広報	各年代が主に利用しているSNSツールを用いた広報	利用者層や利用状況を分析したうえで検討